

延岡市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（火災による被害を除く。以下「災害」という。）によって、住家等に被害が生じたことの証明及び被害が生じたことの届出があったことの証明について、市が証明書を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 社会通念上の住家であるかどうかを問わず、現実に居住のために使用している建物をいう。
- (2) 非住家 住家以外の建築物等をいうものとし、自動車等の動産についてもこれに含む。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社及び仏閣等は非住家とするが、これらの施設に、常時人が居住している部分がある場合には、当該部分は住家とする。

(証明書の種類及び内容)

第3条 この要綱により交付する証明書の種類は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの証明の内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 罹災証明書 災対法第90条の2第1項の規定に基づき、災害による住家の被害について内閣府が定める被害認定基準、災害に係る住家の被害認定基準運用指針その他国の定める基準により、その被害の程度について証明するもの
- (2) 被災届出証明書 住家又は非住家が災害によって被害を受けた事実について、市へ被害の届出があったことを証明するもの

(交付対象者)

第4条 罹災証明書の交付の対象となる者は、災害により被害を受けた市内の住家に現に居住している者とする。

2 被災届出証明書の交付の対象となる者は、災害により被害を受けた市内の住家又は非住家の所有者又は使用者とする。

(交付の申請)

第5条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、災害が発生した日の翌日から起算して90日以内に罹災証明申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

2 被災届出証明書の交付を受けようとする者は、被災届出証明申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。

3 前2項により証明書の申請を行う際は、次に掲げるものを添えて市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 被害の状況が分かる写真又は書類等
- (2) 申請者の本人確認ができる書類等
- (3) その他市長が必要と認めるもの

4 第1項及び第2項の申請については、代理人により申請することができる。この場合において、代理人は、当該代理人に委任する者の自署又は記名押印した委任状（様式第3号）に当該委任者及び代理人（受任者）の本人確認書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、代理人が委任者の同居家族である場合は、委任状の提出を省略することができる。

(証明書の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて被害状況の現地調査等を行い、適当と認めたときは、罹災証明書又は被災届出証明書を交付する。

2 市長は、前条第3項第1号に掲げる被害の状況が分かる写真又は書類等から被害程度が明らかに軽微なことが見込まれる場合において、罹災証明書の交付を受けようとする者の同意を得られたときに限り、前項に定める被害状況の調査を省略し、内閣府が定める被害認定基準の「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害の程度で罹災証明書を交付することができる。

(再調査の申請)

第7条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して30日以内に、被害認定再調査申請書（様式第4号）に交付を受けた罹災証明書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、住家の被害の程度について再調査を行い、その結果に基づいて、当該申請をした者に罹災証明書を交付するものとする。

3 第1項の規定による再調査の申請は、1回限りとする。ただし、市長が適当と認めた場合はこの限りでない。

4 第1項の規定による再調査の申請について、代理人が申請する場合は、第5条第4項の規定を準用する。

(手数料)

第8条 証明書の交付及び再交付に係る手数料は、延岡市手数料条例（平成12年条例第2号）第5条第1項第4号の規定に基づき、免除とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月5日から施行する。